

中京大学における編転入学生の既修得単位の認定に関する教養教育研究院細則

2000年9月27日制定

改正 2002年10月23日 2007年9月19日
2013年2月14日 2021年10月13日
2021年11月17日

(趣旨)

第1条 この細則は、編転入学生の既修得単位の全学共通科目の認定に関し必要な事項を定める。
(認定機関)

第2条 教育院長は、編転入学生の既修得単位の中から全学共通科目として認定できる単位を選定し、教育院教授会に提案するものとする。

(国際学部及びスポーツ科学部の単位認定条件)

第3条 国際学部及びスポーツ科学部に編転入する学生から既修得単位の認定についての申請があった場合は、次に掲げる手続に従うものとする。

- (1) 編転入学生の既修得単位の中から全学共通科目として認定できる単位を抽出する。
- (2) 「スポーツ・健康の科目群」のうち2単位並びに「外国語基礎の科目群」のうち英語4単位及び英語以外の外国語4単位に該当する科目があればこれを認定する。
- (3) 前号以外の科目を包括認定する。包括認定については、次の各号に掲げる順序により各科目群の単位の修得とみなす。

[みなし規定]

- ① 「自然の探究の科目群」 4単位
- ② 「人間の探究の科目群」 4単位
- ③ 「社会の探究の科目群」 4単位
- ④ 「新領域の科目群」 4単位

- (4) 前2号で認定された単位を超える単位については、各学部の全学共通科目の卒業所要単位数まで自動的に包括認定する。それを超える単位があった場合でフロート単位の設定がある学部については、フロート単位に加算するよう要件ごとに各学部と協議するものとする。

(その他の学部の単位認定条件)

第4条 文学部、心理学部、現代社会学部、法学部、総合政策学部、経済学部、経営学部及び工学部に編転入する学生から既修得単位の認定についての申請があった場合は、次に掲げる手続に従うものとする。

- (1) 編転入学生の既修得単位の中から全学共通科目として認定できる単位を抽出する。
- (2) 「スポーツ・健康の科目群」のうちスポーツ実技2単位並びに「グローバルコミュニケーションの科目群」のうち英語4単位及び英語以外の外国語4単位に該当する科目があればこれを認定する。
- (3) 前号以外の科目を包括認定する。包括認定については、次の各号に掲げる順序により各科目群の単位の修得とみなす。

[みなし規定]

- ① 「自然の探究の科目群」 4単位
- ② 「人間の探究の科目群」 4単位
- ③ 「社会の探究の科目群」 4単位
- ④ 「複合領域の科目群」 4単位
- ⑤ 「スポーツ実技を除くスポーツ・健康の科目群」 2単位

- (4) 前2号で認定された単位を超える単位については、各学部の全学共通科目の卒業所要単位数まで自動的に包括認定する。それを超える単位があった場合でフロート単位の設定がある学部については、フロート単位に加算するよう要件ごとに各学部と協議するものとする。

附 則

この細則は、2000年9月27日から施行する。ただし、2001年度2年次編転入学生から適用する。

附 則

この細則は、2002年10月23日から施行する。ただし、2004年度2年次編転入学生から適用する。

附 則

この細則は、2007年9月19日から施行する。ただし、2008年度2年次編転入学生から適用する。

附 則

この細則は、2013年2月14日から施行する。ただし、2013年度2年次編転入学生から適用する。

附 則

この細則は、2021年10月13日から施行する。ただし、2023年度2年次編転入学生から適用する。

附 則

この細則は、2021年11月17日から施行する。ただし、2023年度2年次編転入学生から適用する。